

新潟市道路占用許可基準

(平成19年 4月 1日全部改正)

(令和2年 2月 21日最終改正)

(令和3年10月7日最終改正)

(一般基準)

- (1) 道路の占用は、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合に限り許可するものとする。(道路法(昭和27年法律第180号)第33条)
- (2) 占用物件は、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものであること。(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第12条)
- (3) 占用物件は、堅固で耐久性を有するとともに、他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。(令第12条)
- (4) 占用物件は、道路の強度(橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度)に影響を与えないものであること。(令第12条)
- (5) 特定基準に規定する占用物件の最下部と路面との距離には、必要に応じて積雪等を考慮した余裕高を加算するものとする。
- (6) この基準に定めがない場合、又はこの基準の規定によりがたい特別の事情があると認められる場合で、その取扱いに疑義が生じた場合は、本庁土木総務課に協議すること。
- (7) 歩道や自歩道に占用する場合、「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」の趣旨に基づき、平成24年12月18日付け新土総第637号土木総務課課長通知を考慮すること。

(特定基準)

第1 道路法第32条第1項第1号該当物件

(電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物)

1 電柱・電線等

- (1) 電柱を新設又は立替える場合は、他の柱に共架することができる場合には、単独柱の占用は認めないこと。
- (2) 電柱は、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあっては、路端寄りとすること。(令第11条)
なお、法敷の場合は法尻、路端寄りの場合は車道端から0.25メートル以上離れた位置とすること。
- (3) 前記(2)によることが困難又は不適当な場合は、歩道又は自転車歩行者道(以下「自歩道」という。)の歩車道境界から0.25メートル路端寄りに設置することができる。
- (4) 同一路線に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩道を有しない道路にあって、その対側に占用物件がある場合は、これと8メートル以上の距離を保つこと。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場合においては、この限りではない。(令第11条)
- (5) 地上電線の高さは、路面から5メートル以上とすること。ただし、既設電柱に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合は4.5メートル以上、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない高さとする事ができる。(令第11条の2)
- (6) 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。(令第12条)
- (7) 支線及び支柱が歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、危険表示のため、黄色に黒色のしま状のガード等を取り付けること。
- (8) 管路に収容されず地下に設ける電線の取扱いについては、第2の6によること。
- (9) 電気通信設備等の共同収容の取扱いは、平成9年3月14日建設省道政発第35号の2及

び平成11年3月31日建設省政発第31号建設省道路局路政課長通達によること。

(10) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する特定規模電気事業の用に供する電柱等の取扱いは、平成28年3月30日国道利38号国土交通省道路局路政課長通知によること。

(11) 道路法第37条第1項の規定に基づいて指定した緊急輸送道路内における電柱の占用の取扱いは、令和2年2月21日新土総第1269号の土木総務課長通知によること。

2 有線音楽放送施設

(1) 有線音楽放送に係るスピーカーの占有は認めないこと。

(2) 有線音楽放送施設の取扱いは、昭和47年9月20日建設省政発第63号の2建設省道路局長通達によること。

3 登録一般放送事業等の用に供する有線電気通信設備

(1) 登録一般情報事業等の用に供する有線電気通信設備の取扱いは、平成8年6月28日建設省政発第60号建設省道路局長通達及び同日建設省政発第61号建設省道路局路政課長通達によること。

4 信号機

(1) 他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占有は認めないこと。

(2) 柱の位置は、電柱の基準によること。

(3) 冬期間において灯器からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから、この処理について所轄警察署とあらかじめ打合せを行った後、許可すること。

(4) 灯器の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

5 街灯

(1) 他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占有は認めないこと。

(2) 柱の位置は、電柱の基準によること。

(3) 灯器の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

(4) 街灯間の配線は地下に埋設し、その取扱いは第2の6によること。また、やむを得ず地上に配線する場合は、地上電線の基準によること。

(5) 連続して設置する街灯は、形状及び色彩(周囲の状況と調和する色)を統一すること。

(6) 看板の添加は慎重に取り扱うこととし、その取扱いは第7の1の(1)及び(2)によること。

6 郵便差出箱・公衆電話ボックス

(1) 法敷、歩道又は自歩道のない道路にあっては、設置は認めないこと。

(2) 歩道に設置する場合は2メートル以上、自歩道に設置する場合は3メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあっては、歩道に設置する場合は3.5メートル以上、自歩道に設置する場合は4メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。

(3) 法敷に設置する場合は、当該物件の車道側外側(扉を開けた状態でのものとする。)の位置は車道端から0.25メートル以上路端寄りとすること。

(4) 歩道又は自歩道に設置する場合は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りとし、扉の開閉方向は道路の縦断方向とすること。ただし、連続して設置する場合で歩行者等の安全が確保できる場合は、道路の横断方向とすることができる。

(5) 公衆電話ボックス内に設置するテレホンカード自動販売機の取扱いは昭和62年12月22日建設省政発第79号の2建設省道路局路政課長通達及び平成4年6月10日建設省政発第47号建設省道路局路政課長通達によること。

7 ベンチ

(1) バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設(以下「バス停留所等」という。)、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、ショッピングモール、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置する場合など歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合に認めるものであること。

- (2) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、適格な管理能力を有すると認められるものが設置するものであること。
- (3) 設置場所は、電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、次に掲げる場所とすること。

ア 道路の法敷

イ 歩道に設置する場合は2メートル以上、自歩道に設置する場合は3メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、歩道に設置する場合は3.5メートル以上、自歩道に設置する場合は4メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所

ウ 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に設置する場合には、自動車の駐車のために供されている以外の部分

エ その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

- (4) 構造は、原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。
- (5) ベンチ設置に付随するゴミ箱は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば、この限りでない。

8 上屋

- (1) バス停留所等に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合など歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合に認めるものであること。
- (2) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、適格な管理能力を有すると認められるものが設置するものであること。
- (3) 設置場所は、電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、次に掲げる場所とすること。

ア 道路の法敷

イ 歩道に設置する場合は2メートル以上、自歩道に設置する場合は3メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、歩道に設置する場合は3.5メートル以上、自歩道に設置する場合は4メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所

ウ 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に設置する場合には、自動車の駐車のために供されている以外の部分

エ 設置する上屋が壁面を有する場合は、交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所

オ 近傍に視覚障がい者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障がい者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所

カ その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

- (4) 上屋の幅は、原則として2メートル以下とすること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道、自歩道及び駅前広場等の島式乗降場に設置する場合は、この限りでない。
- (5) 歩道又は自歩道に設置する上屋の高さは、路面から2.5メートル以上で除雪作業に支障がない高さとする。
- (6) 屋根には雪の滑り止め及び雨樋を設置するとともに、その流末処理を行うこと。ただし、雨樋の縦排水管は柱に埋め込まないこと。
- (7) 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。
- (8) 上屋設置に付随するゴミ箱は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば、この限りでない。
- (9) 歩道又は自歩道に設置する上屋には原則として壁を設置しないこと。ただし、バス停留所に設置される上屋については、道路管理上支障がない場合に限り、次の基準により、壁を設置することができる。

- ア 地方公共団体又は路線バス事業者が設置するものであること。
 - イ 交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げるものがない場所であること。
 - ウ 法敷に設置する場合、車道側外側と車道端との距離が0.25メートル以上確保できる場所であること。
 - エ 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。
 - オ 壁面の面数は、三面以内であること。
 - カ 壁面の材質は、透明なものであること。
 - キ 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- (10) 上屋には広告物等の添加及び塗装をしないこと。ただし、バス停留所に設置される壁を有する上屋は、この限りでない。
- (11) バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加の取扱いは、平成20年3月25日国道利第26号国土交通省道路局路政課長通達によること。
- (12) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により、都市計画区域内にあっては建築確認申請が、区域外にあっては建築届が必要となるので留意すること。

9 広告塔

- (1) 公益の目的で設置するものであること。
- (2) 中央分離帯、緑地帯又は相当の幅がある法敷等に設置すること。ただし、第7の1の(1)のウに掲げる場所でないこと。
- (3) 電光式、照明式又は反射材料式のものでないこと。
- (4) 支線及び支柱が歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、危険表示のため、黄色に黒色のしま状のガード等を取り付けること。
- (5) 高さ4メートル以上の広告塔は、建築基準法の規定による建築確認申請が必要となるので留意すること。

10 変圧塔・送電塔

- (1) 脚柱は鉄骨等強固な構造とし、コンクリート製の基礎を必ず設置すること。ただし、この場合にあっては、基礎（地下埋設部を含む。）は車道を侵さないこと。
なお、地上部分にある当該占用物件の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りとする。
- (2) 周囲には危険防止柵（ガードレール・立入防止柵等）を設置すること。
- (3) やむを得ず雪崩又は土砂崩壊等のおそれがある場所に設置する場合は、上部に防止柵を設置すること。

11 フラワーポット

- (1) 道路の美化に寄与するものに限り認めるものとし、自治会・町内会等が設置するものであること。
- (2) 設置位置等は、郵便差出箱・公衆電話ボックスの基準によること。

12 無線基地局

- (1) 地上に無線基地局を設置する場合には、既存の電柱、電話柱、電話ボックスなどの工作物及び街灯などの道路附属物への添架を原則とし、無線基地局のための独自の電柱等の新設は認めないこと。
- (2) 複数の事業者の無線基地局を同一の電柱等へ添架する場合は、1つの箱に収容するなどの共用の無線基地局を原則とするが、やむを得ず共用の無線基地局とならない場合は、1柱につき1無線基地局とする。
- (3) 既存の電柱、電話柱等に添架する場合は、無線基地局の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
- (4) 無線基地局には広告物等の添加及び塗装は認めないこと。
- (5) 冬期間において無線基地局からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから、必要に応じた落雪対策を施すこと。
- (6) 上記以外の取扱いは、平成26年3月26日国道利第32号国土交通省道路局長通達によること。

ること。

なお、設置方法等については、平成26年3月26日国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡を参照のこと。

1.3 RT（光アクセス装置）本体

- (1) 電柱にRT本体を設置する場合、RT本体を添架する電柱は、既存の電柱又は既存の電柱から立て替えを行ったバッテリー内蔵型電柱とすること。
- (2) 既存の電柱に添架する場合は、RT本体の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあつては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
- (3) 地上にRT本体を設置する場合、その設置位置等は、郵便差出箱・公衆電話ボックスの基準によること。
- (4) RT本体には広告物等の添加及び塗装は認めないこと。
- (5) 電柱にRT本体を設置する場合、冬期間においてRT本体からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから、必要に応じた落雪対策を施すこと。
- (6) 上記以外の取扱いは、平成7年3月15日建設省道政発第42号建設省道路局路政課長通達並びに平成8年2月20日及び平成12年2月29日建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡によること。

なお、設置方法等についても、上記通達等を参照のこと。

1.4 パーキング・チケット発給設備

- (1) 公安委員会が設置するもの又は駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条に定める「駐車場整備計画」に基づき設置される路上駐車場に伴い、設置するものであること。
- (2) 上記以外の取扱いは、昭和62年3月20日建設省道路局路政課課長補佐事務連絡を参照のこと。

1.5 信号機電源付加装置

- (1) 設置位置等は、郵便差出箱・公衆電話ボックスの基準によること。ただし、信号機電源付加装置と信号制御盤をつなぐ地下に設ける電線の取扱いは、第2の6によること。
- (2) 歩行者等の視認性の支障及び歩道除雪の支障とならないものであること。

1.6 碑表等

- (1) 真にやむを得ない場合に限り認めることとする。
- (2) 設置場所は、車道（路肩を含む。）、歩道又は自歩道以外の部分とする。

1.7 防犯カメラ

- (1) 防犯カメラに係る取扱いは、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第27条第2項に規定の「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」によること。
- (2) 地方公共団体、自治会、商店会、町内会その他これに準ずるものであって、適格な管理能力を有すると認められるものが設置するものであること。
- (3) 他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占用は認めないこと。
- (4) 柱の位置は、電柱の基準によること。
- (5) 防犯カメラ本体の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあつては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
- (6) 申請に際しては、次の書類の添付が必要であること。
 - ア 自治会や商店会、町内会の区域図（住宅地図等に区域の線を引いたもの）
 - イ 防犯カメラの設置に関して住民の合意を示す書類（総会の議決書等）
 - ウ 防犯カメラを共架する既設占用物件の管理者の同意書

1.8 道路・交通観測機器

- (1) 公共又は公益の目的で設置するものであること。
- (2) 他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占用は認めないこと。
- (3) 柱の位置は、電柱の基準によること。
- (4) 冬期間において機器等からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることか

- ら、この処理について占有者とあらかじめ打合せを行った後、許可すること。
- (5) 機器等の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

第2 道路法第32条第1項第2号該当物件

(水管, 下水道管, ガス管その他これらに類する物件)

1 水管

- (1) 歩道又は自歩道を有する道路にあっては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。(令第11条の3)
- (2) 歩道又は自歩道のない道路にあっては、路面の中央部(路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部)以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、路面の中央部に埋設することができる。
- (3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。
- (4) 将来住宅地域となることが予想される地域で新たに本線を埋設する場合は、本線が埋設された道路の反対側の地域に供給するため、本線に準ずる口径の引込管(特定家屋を対象とするものでなく、一定の範囲をもつ地域を対象とするもの)をあらかじめ埋設しておくこと。
- (5) 既設本線から引込管を新たに設置する場合は、上記(4)の引込管に準ずるものであること。
- (6) 水管の本線を埋設する場合、その頂部と路面との距離は1.2メートル(工事実施上やむを得ない場合は0.6メートル)以下としないこと。(令第11条の3, 別表1)
- なお、1.2メートル以下とした場合、必要に応じ鉄板、ケース管等での防護を施行する必要があること。
- (7) 水管は、別途定めるところ(別表2)により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。(令第12条)
- (8) 埋設する水管には、その上部(路盤の最下面)に管理者等を明示するための埋設標識シート(幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの)を敷設するとともに、その本体にも別途定めるところ(別表4)により、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。(令第12条及び道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。)第4条の3の2)

2 下水道管

- (1) 歩道又は自歩道を有する道路にあっては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。(令第11条の4)
- (2) 歩道又は自歩道のない道路にあっては、路面の中央部(路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部)以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、路面の中央部に埋設することができる。
- (3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。
- (4) 将来住宅地域となることが予想される地域で新たに本線を埋設する場合は、本線が埋設された道路の反対側の地域の下水を処理するため、本線に準ずる口径の引込管(特定家屋を対象とするものでなく、一定の範囲をもつ地域を対象とするもの)をあらかじめ埋設しておくこと。
- (5) 既設本線から引込管を新たに設置する場合は、上記(4)の引込管に準ずるものであること。
- (6) 下水道管の本線を埋設する場合、その頂部と路面との距離は3メートル(工事実施上やむを得ない場合は1メートル)以下としないこと。(令第11条の4, 別表1)
- (7) 下水道管は、別途定めるところ(別表2)により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。(令第12条)
- (8) 埋設する下水道管には、その上部(路盤の最下面)に管理者等を明示するための埋設標識

シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも別途定めるところ（別表4）により、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条及び規則第4条の3の2）

3 ガス管

(1) 歩道又は自歩道を有する道路にあつては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。（令第11条の3）

(2) 歩道又は自歩道のない道路にあつては、路面の中央部（路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、路面の中央部に埋設することができる。

(3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。

(4) 将来住宅地域となることが予想される地域で新たに本線を埋設する場合は、本線が埋設された道路の反対側の地域に供給するため、本線に準ずる口径の引込管（特定家屋を対象とするものでなく、一定の範囲をもつ地域を対象とするもの）をあらかじめ埋設しておくこと。

(5) 既設本線から引込管を新たに設置する場合は、上記（4）の引込管に準ずるものであること。

(6) ガス管の本線を埋設する場合、その頂部と路面との距離は1.2メートル（工事实施上やむを得ない場合は0.6メートル）以下としないこと。（令第11条の3、別表1）

なお、1.2メートル以下とした場合、必要に応じ鉄板、ケース管等での防護を施行する必要があること。

(7) ガス管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条）

(8) 埋設するガス管には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも別途定めるところ（別表4）により、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条及び規則第4条の3の2）

4 高圧ガス管（最大圧送圧力が2MPa以上の高圧ガス供給施設）

(1) 歩道又は自歩道を有する道路にあつては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。（令第11条の3）

(2) 歩道又は自歩道のない道路にあつては、路面の中央部（路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、路面の中央部に埋設することができる。

(3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。

(4) 高圧ガス管を埋設する場合、その頂部と路面との距離は1.2メートル以下としないこと。（別表1）

ただし、舗装されている車道下に埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（しゃ断層がある場合は、当該しゃ断層。以下同じ。）の下に埋設し、管の頂部と路盤の最下部との距離は、0.5メートル以下としないこと。

(5) 市街地又は人家連坦地区（将来において市街化又は人家連坦化が予想される地区を含む。）の道路にあつては、次の事項に留意すること。

ア 高圧ガス管の上部に鉄板を敷設する等の方法により、防護することとし、この場合の防護施設の頂部と路面との距離は、0.9メートル以下としないこと。

イ 人家等から3メートル以内に埋設される高圧ガス管については、コンクリートボックスへ収容し、又は鋼矢板を打設する等の方法により漏洩したガスが人家等の側へ拡散しないような措置を講じること。また、これらの施設は自動漏洩検知が可能なものとする。

(6) 高圧ガス管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条）

(7) 埋設する高圧ガス管には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標

識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも別途定めるところ（別表4）により、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条及び規則第4条の3の2）

(8) 上記以外の基準は、「ガスパイプライン技術指針暫定報告書（平成6年3月鉱山保安技術検討委員会パイプライン保安技術部会）及び平成16年10月1日国道利第19号国土交通省道路局長通知によること。

(9) 油成分を含む生産ガスの圧送施設については、石油管の規定を適用する場合があるので、特に留意すること。

5 石油管

(1) 石油管の占用場所は、トンネルの上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合を除き、地下であること。（令第11条の5）

(2) 石油管を地下に設ける場合（道路を横断して設ける場合及びトンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除く。）は、原則として車両の荷重の影響の少ない場所であり、かつ、導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。（令第11条の5）

(3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。

(4) 石油管を道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、次の基準によること。（令第11条の5、別表1）

ア 市街地においては、導管の頂部と路面との距離は1.8メートル以下（防護構造物で導管を保護する場合、当該防護構造物の頂部と路面との距離は1.5メートル以下）としないこと。

イ 市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物で導管を保護する場合にあっては当該防護構造物の頂部）と路面との距離は1.5メートル以下としないこと。

(5) 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合、導管の頂部と路面との距離は1.2メートル（防護工又は防護構造物で導管を保護する場合、市街地においては0.9メートル、市街地以外の地域においては0.6メートル）以下としないこと。（令第11条の5、別表1）

(6) 石油管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条）

なお、石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）の規定による石油パイプライン事業の用に供する石油管の占用の場所又は構造についての基準を適用する場合について必要な技術的細目は、同法第15条第3項第2号の規定に基づく主務省令の規定（石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。）の例によること。（令第16条ただし書き）

(7) 埋設する石油管には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも別途定めるところ（別表4）により、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条及び規則第4条の3の2）

(8) 石油管を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。（令第11条の5）

ア トンネルの中でないこと。

イ 高架の道路の路面下の道路のない区域にあっては、当該高架の道路の桁の両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取り付けることができる場所であること。

ウ 石油管の最下部と路面との距離が5メートル以上であること。

6 地下に設ける電線（電線共同溝又はキャブシステム等、道路管理者が道路の地下に設ける施設を占用する地下に設ける電線を除く。）

(1) 歩道又は自歩道を有する道路にあっては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。（令第11条の2）

(2) 歩道又は自歩道のない道路にあっては、路面の中央部（路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適当な場所がなく、かつ、公益

上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、路面の中央部に埋設することができる。（令第11条の2）

(3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。

(4) 地下に設ける電線の頂部と路面との距離は、0.6メートル以下としないこと。ただし、上記(1)のただし書き及び(2)のただし書きの場合は、0.8メートル以下としないこと。（令第11条の2、別表1）

なお、マンホール、ハンドホールに收容される地下電線を当該地下電線の保全のために適切な措置を講じて埋設する場合は、埋設深の基準の適用はないので留意すること。（令第11条の2及び規則第4条の4の2）

(5) 上記(4)にかかわらず次に掲げる地下に設ける電線の埋設深については、舗装の構造、交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して道路管理上必要な距離とする。（規則第4条の4の2）

ア 災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる地下電線

イ 路床が岩盤等であって上記(4)に規定する距離とすることが著しく困難な場所に設けられる地下電線

ウ 地下電線の立ち上がり部分

エ 各戸に引き込むために埋設される地下電線

オ 道路若しくは地下電線を收容する占用物件の構造又は他の占用物件の占用の位置の関係から、上記(4)に規定する距離とすることが著しく困難又は不適當な場所に設けられる地下電線

(6) 地下に設ける電線は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条）

(7) 地下に設ける電線には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも別途定めるところ（別表4）により、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条第2号及び規則第4条の3の2）

(8) 電柱にRT本体を設置する場合、地下に設置されるバッテリー設置台の取扱い及び設置方法については、平成7年3月15日建設省道政発第42号建設省道路局路政課長通達によること。

7 その他の管類（灌漑用水管・排水管等）

(1) 縦断方向の埋設は認めないこと。ただし、公益上設置することが妥当と認められる場合はこの限りでない。

(2) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。

(3) 管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条）

(4) 交通量の多い道路又は地盤が安定していないと認められる場合にあっては、必要に応じ、コンクリート巻立て等による防護策を講ずること。

(5) 水管、ガス管、地下電線の埋設が予想される場所にあつては、管の頂部（防護策を講ずる場合は、当該防護構造物の頂部）と路面との距離は、これらの管の埋設に支障を及ぼさないものとする。

8 マンホールの設置位置等

(1) マンホールは交差点内に設置しないこと。

(2) マンホールの設置間隔は、技術上可能な限り、大きくとること。

(3) マンホール首部と路面とは段差が生じやすく、特に冬期間の除雪に支障をきたすおそれから、降雪期前の点検方法等について、あらかじめ占用者と打合せを行ってから許可すること。

(4) マンホールの蓋は、降雨、降雪期に歩行者が乗ってもすべらないものとする。

9 橋りょうへの添架

(1) 橋りょうへの添架については、その取扱いを「新潟県道路占用許可基準」に準じて行うこと。

10 高架の道路の路面下の占用

- (1) 高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。(令第10条)
- (2) 石油管を高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断して設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。(令第11条の5)
- (3) 管類を高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下とすること。(令第11条の2, 令第11条の3, 令第11条の4)

1.1 試掘等

地下占用物件の工事は、第2の13の規定により電線が浅く埋設されている場合があることに留意のうえ、他の占有者の施設管理台帳、立会い等により埋設物の位置を確認するほか、あらかじめ試掘などにより、埋設物の位置を確認したうえで実施させること。ただし、マンホール等により埋設物の位置が確認でき、埋設物に影響を及ぼさない範囲内で工事を実施しようとする場合又は人力をもって手堀で掘削工事を行う場合はこの限りでない。

1.2 電線、水管、ガス管又は下水道管（以下「管路等」という。第2の13において同じ。）を道路の地下に設ける場合の埋設の深さの特例

- (1) 第2の1, 2, 3及び6の規定にかかわらず、別表2の2に掲げる管路等を道路の地下に埋設する場合、各管路等の頂部と路面との距離は、次のとおりとすること。なお、径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。

ア 電線

- (ア) 電線を車道の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、「道路占用工事路面復旧基準」（以下「復旧基準」という。）により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としないこと。
- (イ) 電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下第2の11において同じ。）の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、車両乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）がある場合で、路面と当該電線の頂部の距離が0.5メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に埋設する電線について、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除く。）。

イ 水管及びガス管

- (ア) 水管又はガス管の頂部と路面との距離は、復旧基準により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としないこと。
- (イ) 水管又はガス管の本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該電線の頂部の距離が0.5メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に埋設する水管又はガス管について、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除く。）。

ウ 下水道管

- (ア) 下水道管の本線の頂部と路面との距離は、復旧基準により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が1メートルに満たない場合は、1メートル）以下としないこと。
- (イ) 下水道管の本線以外の線を車道の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、復旧基準により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としないこと。
- (ウ) 下水道管の本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該の下水道管の頂部の距離が0.5メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に埋設する下水道管について、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除く。）。
- (エ) 下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合は、その頂部と路面との距離は1メー

トル以下としないこと。

- (2) 別表2の2に掲げる管路等をマウンドアップ形式の歩道の地下に埋設する場合で路面と当該管路などの頂部との距離が0.6メートル以下となるときは、切り下げ部以外の地下に埋設する管路等について、「将来、当該歩道に切り下げ部が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合はこの限りでない。」旨条件を附すこと。
- (3) 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況から、この取扱いを適用することが不適切と認められる場合には、第2の1、2、3又は6によること。
- (4) 別表2の2に掲げる管路等以外の管路等であって、当該別表に掲げる管路等と同等以上の強度を有するものは、当該別表に掲げる管路等の管径を超えない範囲において、この取扱いを適用することができる。この場合、占有者から当該別表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。
- (5) 上記以外の取扱いは、平成11年3月31日建設省道政発第32号建設省道路局路政課長及び建設省国発第5号建設省道路局国道課長通達によること。

また、歩道部の切り下げ部の防護措置及び条件に附すべき事項等の取扱いは、平成12年3月24日建設省道政発第28号建設省道路局路政課長及び建設省国発第13号建設省道路局国道課長通達並びに同日付け建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐及び国道課特定道路専門官事務連絡によること。

1.3 電線を道路の地下に設ける場合の埋設の深さの特例

- (1) 第2の6の規定にかかわらず、事業として別表2の3に掲げる管路等（「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」（国土交通省道路局）において行われた、電線を浅く埋設することに関する技術的検討（以下「技術的検討」という。）により、道路構造に及ぼす影響がないと評価された範囲内で適用を行うもの。）を道路の地下に埋設する場合、各管路等の頂部と路面との距離は、次のとおりとすること。なお、径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。
 - ア 電線を車道の地下に埋設する場合、その頂部と路面との距離は、復旧工法により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値（当該地が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としないこと。
 - イ 電線を歩道の地下に埋設する場合、その頂部と路面との距離は、復旧工法により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下としないこと。
- (2) 別表2の3に掲げる管路等を歩道の地下に埋設する場合で、路面と当該電線の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に埋設する管路等について、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除く。）なお、切り下げ部以外の地下に埋設する管路等については、「将来、当該歩道に切り下げ部が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合はこの限りでない。」旨条件を付すこと。
- (3) 別表2の3に掲げる管路等をマウンドアップ形式の歩道の地下に埋設する場合で、路面と当該管路等の頂部との距離が0.6メートル以下となるときは、切り下げ部以外の地下に埋設する管路等について「将来、当該歩道に切り下げ部が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合はこの限りでない。」旨条件を付すこと。
- (4) 別表2の3に掲げる管路等のうち、電力ケーブル、通信ケーブル（光）、通信ケーブル（メタル）及び通信ケーブル（同軸）（以下「埋設ケーブル」という。）は技術的検討の結果を踏まえ、埋設ケーブル防護のために、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する埋設ケーブルを使用する場合を除く。）
- (5) 別表2の3に掲げる管路等を車道の地下に埋設する場合で、当該管路等の頂部と路盤の最下面までの距離が0.3メートルに満たないときは、埋設標識シートを上層路盤の最下面に敷設すること。
- (6) 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況から、この取扱いを適用することが不適当と認められる場合には、第2の6にとよること。
- (7) 別表2の3に掲げる管路等以外の管路等であって、当該別表に掲げる管路等と同等以上の

強度を有するものは、当該別表に掲げる管路等の関係を超えない範囲において、この取扱いを適用することができる。この場合、占有者から当該別表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。

第3 道路法第32条第1項第3号該当物件

(鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設)

1 鉄道

(1) 道路に鉄道を交差する場合には、道路法第31条の交差協議を行った後、同法第32条の規定による道路占用許可申請を行うこと。ただし、踏切道にあっては、同法第20条及び第31条の規定による協議で足りるものであるので留意すること。(昭和27年12月5日鉄総第924号運輸事務次官・建設事務次官通達)

(2) 交差の構造は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)で定められた基準によること。

(3) 鉄道に係る電柱の占用については、第1の1の(4)の規定は適用されないので留意すること。

(4) 鉄道が跨道橋となる場合にあっては、跨道橋からの落下物により道路交通に支障を及ぼさないよう、防護ネット等の処置を行わせること。

2 軌道

鉄道法(大正10年法律第76号)の規定により特許を得た軌道は、道路の占用許可があったものとみなされるので留意すること。

3 自動運行補助施設

(1) 自動運行補助施設の取り扱いについては、「自動運行補助施設の道路占用の取り扱いについて」(令和2年11月25日国道利第22号国土交通省道路局路政課長、国道交シ第58号国土交通省道路局道路交通管理課長)における「別紙 自動運行補助施設の占用許可基準について」によること。

4 索道等

(1) 農林水産物品の搬出入に際し、やむを得ず設置するもののみ認めるものであること。

(2) 搬器の道路上への投影面の外側から前後左右4メートル以上の範囲に、保安施設(落下防止のネット等)を設置すること。

なお、保安施設の最下部と路面との距離は5メートル以上とすること。

(3) ロープの道路上への落下防止措置を講じたものであること。

(4) 上記以外の構造は、鉄道事業法第35条の規定に基づく主務省令の規定の例によること。

第4 道路法第32条第1項第4号該当物件

(歩廊、雪よけその他これらに類する施設)

1 アーケード

(1) アーケードの新設及び改築については、新潟市アーケード等連絡協議会に付議されるものであるため、本庁土木総務課に協議すること。

(2) アーケードを道路の一侧に設置する場合は、歩道にあっては2メートル以上、自歩道にあっては3メートル以上の設置後の有効幅員が確保できる場所であること。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあっては、歩道に設置する場合は3.5メートル以上、自歩道に設置する場合は4メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。

(3) 車道側に設置される柱の車道側外側の位置は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りとする。

(4) 上記以外の取扱いは、昭和30年2月1日建設省発住第5号他建設事務次官他通達によること。

2 日よけ施設等

(1) 歩車道の区別のある道路で歩道上とし、出幅は、1メートル未満、高さはその下端から路面まで2.5メートル以上とすること。

(2) 屋根に相当する部分は、簡単に撤去することができ、かつ容易に地上から開放できる装置の構造とすること。

- (3) おおい部は、防災処理をした天幕の類を使用し、前面又は両側に垂幕等を設置しないこと。
- (4) 巻揚式の場合の操縦かんは外部に突出させないこと。

第5 道路法第32条第1項第5号該当物件

(地下街、地下室、通路その他これらに類する施設)

- 1 地下街（地下街と一体となる地下駐車場、地下歩道を含む。）
 - (1) 地下街の新設及び改築については、本庁土木総務課に協議すること。
- 2 地下室・地下通路
 - (1) 地下室・地下通路の新設及び改築については、本庁土木総務課に協議すること。
- 3 道路の上空に設ける通路（建物を連絡する通路）
 - (1) 道路の上空に設ける通路の新設及び改築については、本庁土木総務課に協議すること。
 - (2) その取扱いについては、「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」（平成30年7月11日付け国土交通省国道利第7号）、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（通知）」（平成30年7月11日付け消防予第423号）、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号）及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可運用について（技術的助言）」（平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号）によること。
- 4 道路を横断する橋りょう（歩道橋等）
 - (1) 地上交通の緩和に資する施設で、不特定多数に常時開放されるものであり、かつ、設置後の維持管理が担保されるものであること。
 - (2) 連絡口は既存の公道もしくは常時開放されている施設に接続すること。
 - (3) 上記以外の取扱いは、道路の上空に設ける通路の基準によること。
- 5 通路（通路橋、出入口）
 - (1) 他に出入りする道路がない場合に限り、認めるものであること。ただし、通路の数は1施設1箇所とすること。
 - (2) 上記（1）の他、通路の取扱いについては「道路工事施行承認に係る承認基準」に準じて行うこと。

第6 道路法第32条第1項第6号該当物件

(露店、商品置場その他これらに類する施設)

- 1 露店・屋台店
 - (1) 祭礼、催物等のために一時的に設けるもので、開催者が占有する場合に限るものとする。
 - (2) 原則として歩車道の区別がある道路とし、歩道にあっては2メートル以上、自歩道にあっては3メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、歩道に設置する場合は3.5メートル以上、自歩道に設置する場合は4メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。
 - (3) やむを得ず歩道又は自歩道のない道路に設置する場合は、車両通行幅を確保するとともに歩行者等への安全対策を講ずること。
- 2 商品置場
 - (1) 原則、認めないこと。

第7 道路法第32条第1項第7号・令第7条第1号該当物件

(看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ)

- 1 広告用の看板・旗ざお・幕及びアーチ
 - (1) 一般基準
 - ア 路上広告物は、信号機及び道路標識の効用を妨げること、道路の有効幅員を狭くすること、車両運転者に無用の心理的緊張を与えること等によって道路交通の安全を阻害するおそれがあるものであることから、極力許可を抑制すること。
なお、占有許可を行うに際しては、この基準に加え、道路交通法（昭和35年法律第10

5号), 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び新潟市屋外広告物条例(平成7年新潟市条例第59号)等の許可基準をあわせて適用する必要があるため、特に留意すること。
イ 次に掲げる広告物については、この基準の一部を適用しないことができる。

(ア) 法令の規定により設置するもの。

(イ) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの。

(ウ) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、看板等

(エ) 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。

ウ 路上広告物又はこれを掲出する工作物若しくは物件は、次に掲げる道路若しくは場所又は工作物若しくは物件に設置又は添加してはならない。ただし、自家用看板(沿道で営業又は事業を行う者が自己の営業所(店舗を含む。)又は事業所若しくは作業所に添加する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは製作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの。以下同じ。)については、この限りでない。

(ア) 橋りょう、トンネル、高架構造物(横断歩道橋を含む。)及び分離帯

(イ) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類

(ウ) 消火栓、火災報知機、郵便差出箱、公衆電話ボックス、変圧塔及びこれらに類する物件

(エ) 道路が交差し、及び連結する場所、横断歩道並びに踏切道

(オ) 車両等が徐行する必要のある曲り角(交差点を除く。)及び勾配の急な坂

(カ) 橋りょう(長さ20メートル以下のものを除く。)、トンネル、警戒標識、規制標識及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10メートルの区域内並びに信号機の前後20メートルの区域内

(キ) 車道幅員5.5メートル以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内

(ク) 道路管理上特に支障を及ぼすと認めて、市長が指定する場所

エ 路上広告物又はこれを掲出する工作物若しくは物件は、次に掲げる構造又は色彩等とすること。

(ア) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(イ) 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。

なお、地色は原則として白色又は淡色とすること。

(ウ) 電光式、照明式又は反射材料式でないこと。ただし、自家用看板は、反射材料式を除きこの限りでない。また、照明式バス停留所標識の広告部及びバス停留所の上屋に添加される広告板については、内照式とすることができる。

(エ) デザイン及び表示内容は、美観、風致を十分考慮して定めたものであること。

(2) 電柱、街灯、標識、アーケードその他道路区域内の工作物又は物件に添加されるもの(このうち看板を、以下「添加看板」という。なお、バス停留所の上屋に添加される広告板については第1の8(11)、アーム型消防用水利標識に添加される広告板については下記2(2)、照明式バス停留所標識の広告部については下記2(4)を参照のこと。)

ア 看板等(巻付け看板及び照明式バス停留所標識に添加する看板を除く。)の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

イ 巻付け看板の最下部と路面との距離は、1.2メートル以上とすること。

ウ 道路の中央側に突き出さないこと。

エ 電柱、街灯等の柱類に添加する場合は、大きさは縦1.5メートル以内、横0.8メートル以内とし、表示面積は1平方メートル以内とすること。

オ 添加看板は、1柱につき1個(巻付け看板及び照明式バス停留所標識に添加する看板については、表示面積が1平方メートル以内の場合に限り、1個を2面として掲出することができる。)とすること。ただし、市街地を形成している区域内の道路にあっては、1柱につき取付け1個、巻付け1個とすることができるものとする。

なお、この場合において巻付け看板は1面とし、対面への掲出は認めないこと。

カ 上記1の(1)のウの(カ)及び(キ)の区域内にあっては、巻付け看板に限り掲出することができるものとする。ただし、この場合にあっては1面とし、対面への掲出は認めないこと。

キ 電柱に添加する看板等の相互間の距離は、道路一侧につき20メートル以上とすること。

ク 路上工作物又は物件に直接貼付又は塗装したはり紙、ぬり広告等は認めないこと。

(3) 建物、へいその他道路区域外の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の土地に設置され道路区域内に突出するもの

ア 自家用看板に限るものとし、1営業所又は1事業所若しくは1作業所につき2個以内とすること。ただし、たばこ、塩又は切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する0.5平方メートル以下のもの及び広告用日よけは、この限りでない。

イ 看板の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

ウ 路面上に1メートル以上突き出さないこと。

(4) 道路区域内の土地に定着し掲出されるもの(アーチを除く。)

ア 立看板又は旗ざおで、催物、集会等のために一時的に設置されるものに限り、その大きさ(旗ざおについては旗の部分の大きさ)は、縦2メートル以内、横1メートル以内とすること。

イ 立看板又は旗ざおの車道側外側と車道端との距離が、0.25メートル以上確保できる法敷、側溝上又は路肩に設置するものであること。ただし、横0.5メートル以内の立看板又は旗ざおを幅員4メートル以上の歩道に設ける場合は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りの歩道内とすることができる。

(5) アーチ

ア 原則として、祭礼、催物等のために一時的に設けるものに限る。ただし、地元商店街組合等が設けるもので、交通及び美観上支障がないと認められる場所である場合は、この限りでない。

イ 車道を横断するものでないこと。ただし、車道幅員9メートル未満の道路を横断するものであって、交通の円滑を妨げるおそれがないものはこの限りでない。

ウ 道路を横断する部分の最下部と路面との距離は、5メートル以上とすること。ただし、歩道を横断する部分の最下部と路面との距離は、3.5メートル以上とすることができる。

エ 地面に接する部分の位置は、法敷とすること。ただし、交通の円滑を妨げるおそれがない場合は、路端寄り又は歩道内の車道寄りに設けることができる。

(6) 公職選挙法の規定による選挙用のポスター等

ア 公職選挙法第144条の2第1項(同法第144条の4を含む。)のポスター掲示場、同法第143条第1項第1号、第4号、第4号の2及び第5号のポスター等並びに同法第201条の4において規定される推薦演説会会場用の立札、看板の類及び同法第14章の3において規定される政談演説会告知用の立札及び看板の類については道路管理上支障ない限り許可するものとする。

イ 公職選挙法第144条の2第1項(同法第144条の4を含む。)のポスター掲示場については、次によるものとする。

(ア) 法敷(歩車道面とフラットで歩車道として利用されていない土地を含む。)に設置するものであること。

(イ) 当該物件の車道側外側(支線、支柱を含む。)と車道端との距離が0.25メートル以上確保できる場所の、最も民地寄りに設置するものであること。

(ウ) 風等により、倒壊、はく離等しないような堅固な構造とすること。

(エ) 支線及び支柱が歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、危険表示のため、黄色に黒色のしま状のガード等を取り付けること。

ウ 公職選挙法第143条第1項第5号、同法第201条の4及び同法第14章の3において定めるポスターについては、次によるものとする。

(ア) 公職選挙法第145条第1項の規定(同法第201条の4第9項及び同法第201

条の11第6項に準用規定がある。)により公の営造物等への掲示は認められていないことから、道路本体及び道路附属物の占有は一切認めないこと。

なお、プラカード式ポスターは、道路本体の占有とされるので、一切認めないこと。

- (イ) 公職選挙法第145条第1項のただし書きの「橋りょう」については、道路管理上支障があるので認めないこと。
 - (ウ) 公職選挙法第145条第1項ただし書きの「電柱」及び東北電力株式会社等の民間が所有又は管理する電柱に添加する場合は、電柱所有者等の承諾を受けたもので道路管理上支障のない場合に限り認めること。(同法第145条第1項ただし書きの「電柱」とは、同条同項本文に列挙する国若しくは地方公共団体が所有又は管理する電柱をいう。)
 - (エ) アークードに添加することは、道路管理上支障があるので認めないこと。
- エ 許可期間は、別表3の掲示可能期間中のみとすること。ただし、ポスター掲示場にあつては、設置、撤去に必要な日数を含めた合理的な期間とすること。
- オ 道路占用料は免除となるので留意すること。
- カ ポスター等は、道路法第32条第1項第7号(令第7条第1号)該当物件として、次により処理すること。
- (ア) 電柱等の一次占有物件に添加する場合は、電柱等の所有者の承諾書の添付が必要であること。
 - (イ) 申請に際しては、管理者又は取扱い責任者とその連絡方法等を明確にしておくこと。
 - (ウ) 掲示場所及び方法については、文書で個別に指示すること。
 - (エ) 許可に当たっては許可済証を交付し、路上掲示の際に許可済証の貼付を行うことを条件とすること。
- キ ポスター等の掲示方法は次によること。
- (ア) はり紙、塗装等の方法によるものは、認めないこと。
 - (イ) 電柱等の一次占有物件に添加する場合にあっては、次に掲げる場所に設置してある電柱等に添加する場合にのみ許可すること。
 - a 法面に設置してある電柱等
 - b 歩道の幅員が1.5メートル以上ある場所に設置してある電柱等
 - (ウ) 電柱等の一次占有物件に添加する場合は1柱又は1物件につき1枚とし、他の添加看板と重複しないよう取扱いに留意すること。
 - (エ) 歩道に設置してある電柱に添加する場合は、はり札の最下部と路面との距離は2メートル以上とすること。
- ク 無断不法に掲示してあるポスター等を発見した場合は、次の各号により措置するものとする。
- (ア) 道路区域に無断不法に掲示されたポスター等の指導取締りに際しては、選挙管理委員会及び所轄警察署等関係行政機関とその取扱いをあらかじめ定めておくこと。
 - (イ) 取扱いをあらかじめ定めていない場合は、市選挙管理委員会に協議して撤去の措置を講ずること。
 - (ウ) 前号の協議又は選挙管理委員会の依頼によって撤去する場合は、所轄警察署等関係行政機関と協力して措置すること。
 - (エ) 許可済ポスター等が許可基準に適合しない場合は、申請者において是正するよう指導勧告すること。
- ケ ポスター等が選挙終了後放置してある場合は、申請者において撤去するよう勧告し、一定期間内に履行しない場合は道路法第42条第1項の規定により維持管理作業の一環として撤去するものとする。
- コ 公職選挙法に基づいて掲示されるポスター等のうち道路占有に関連するものは別表3のとおりであるので、留意すること。
- (7) 横断幕
- ア 占有主体が公共的団体で十分な管理能力を有するものであること。
 - イ 占有期間は必要最低限の期間とすること。
 - ウ 原則として、横断歩道橋等の道路を横断する構造物に添加すること。

2 標識

(1) 道路標識（公安委員会が設置するもの）

ア 道路標識，区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）によること。

イ 他の柱に追加することができる場所には，原則として単独柱の占有は認めないこと。

ウ 冬期間において大型標識からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから，この処理について所轄警察署とあらかじめ打合せを行った後，許可すること。

(2) アーム型消防用水利標識

ア 標準的仕様は，別紙1のとおりであるので留意すること。

イ 地面に接する部分の位置は，車道端から0.25メートル以上路端寄りの法敷又は路肩とすること。

ただし，やむを得ず歩道又は自歩道に設置する場合は，歩車道境界から0.25メートル路端寄りの位置とすることができる。

なお，この場合にあつては，標識板は路端方向に突き出すこと。

ウ 消火栓から標識までの距離は，概ね5メートル以内とすること。

エ 標識の最下部（広告板を含む。）と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし，歩道又は自歩道上にあつては，2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

オ 広告板を追加する場合は1柱につき1枚とし，大きさは横0.8メートル以内，縦0.4メートル以内とすること。

なお，広告板は添加看板として取扱い，所定の占用料を徴収するものであること。

(3) 基準点（三角点・水準点）標識

ア 歩車道以外の道路敷内に埋標されている基準点について設置するものであること。

イ 当該物件の車道側外側の位置は車道端から0.25メートル以上路端寄りとすること。

ウ 標識板は道路の縦断方向と平行とすること。

(4) 照明式バス停留所標識

ア 構造は次のとおりとすること。

(ア) 1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものとし，その標準的仕様は別紙2のとおりであるので留意すること。ただし，支柱の高さと照明表示ボックスの高さの合計は3メートル以下，照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とすること。

(イ) 上部構造は，錆及び腐食に耐え得る堅固な金属製とすること。

(ウ) 照明部（広告部を含む。）はプラスチック等とし，はく離，落下等のおそれがないものであつて，色彩は白色又は淡色とし，信号機・道路標識に類似し，又はこれらの効用を妨げるものでないこと。

イ 設置場所は次のとおりとすること。

(ア) 主要交差点及び道路標識等の視認を妨げる場所に設置しないこと。

(イ) 当該物件の車道側外側の位置は，車道端から0.25メートル以上路端寄りとすること。

(ウ) 歩道に設置する場合は2メートル以上，自歩道に設置する場合は3メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であり，かつ，除雪等の支障とならない場所に限り，認めるものであること。ただし，歩行者の交通量が多い場所にあつては，歩道に設置する場合は3.5メートル以上，自歩道に設置する場合は4メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。

ウ 広告部の取扱いは次によること。

(ア) 広告部は，進行車両の非対面方向及び歩道面の2面に限定するものとし，広告面の広さは照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下で，その位置は照明表示ボックスの最下部とすること。

(イ) 広告部の大きさは，1面の広さを縦0.75メートル以上，横0.45メートル以上としないこと。

- (ウ) 広告部は添加看板として取扱い、1柱につき照明式バス停留所標識とは別に所定の占用料を徴収するものであること。
- (エ) 照明式バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者に一括申請、管理させるものとする。
- (オ) 広告物の内容変更は申請手続によること。
- エ その他次の事項に留意し、許可を行うこと。
 - (ア) 許可に当たっては、構造物の耐用年数等を勘案して厳正に処理すること。
 - (イ) 占用物件の維持管理及び美観保持のため、補修、清掃等の維持管理体制を確立させる必要があること。
- (5) バス停留所標識（照明式以外）
 - ア バス停留所標識（照明式以外）の取扱いについては、上記（4）によること。
- (6) 駐車場の案内標識
 - ア 標準的仕様は、別紙3のとおりであるので留意すること。
 - イ 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で駐車のために供する部分が500平方メートル以上の駐車場に限るものとし、その他は認めないこと。
 - なお、当該駐車場は駐車場法の規定による届出が必要となることから、留意すること。
 - ウ 他の柱に添加することができる場所には、原則として単独柱の占有は認めないこと。
 - エ 設置場所は、原則として駐車場の各入口から100メートル程度の左側手前に1箇所とし、その他各入口の至近距離の左側に1箇所とすること。ただし、第7の1の（1）のウの場所でないこと。
 - オ 当該物件の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りの法敷又は路肩とすること。ただし、やむを得ず歩道又は自歩道に設置する場合は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りの位置とすることができる。
 - カ 標識の最下部と路面との距離は4.5メートル以上、歩道又は自歩道上にあっては2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすること。ただし、道路の縦断方向と平行に設置する場合は、2メートル以上とすることができる。
- (7) 施設等案内標識
 - ア 案内標識の案内対象範囲は次によること。ただし、（イ）、（ウ）においては、原則として、同一施設につき1個とすること。
 - （ア）「新潟市道路案内標識整備マニュアル」一般地と著名地点のランク分け基準表の施設等
 - （イ）新潟市地域防災計画で選定される災害拠点病院又は地域災害支援病院
 - （ウ）学校教育法に規定する大学（公立以外）
 - イ 様式は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）によること。
 - ウ 標識の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
- (8) その他の標識
 - ア 公共又は公益の目的で設置するものであること。
 - イ 他の柱に添加することができる場所には、原則として単独柱の占有は認めないこと。
 - ウ 標識の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りの法敷又は路肩とすること。ただし、やむを得ず歩道又は自歩道に設置する場合は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りの位置とすることができる。
 - エ 標識の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
- 3 パーキング・メーター
 - (1) 公安委員会が設置するもの又は駐車場法第4条に定める「駐車場整備計画」に基づき設置される、路上駐車場に併設設置するものであること。

第8 道路法第32条第1項第7号・令第7条第2号該当物件

(太陽光発電設備及び風力発電設備「以下(発電設備)」)

- (1) 発電設備は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となって発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むものである。
- (2) 発電設備の占用の許可に当たっては、令第11条の6、令第10条第1号口及び令第10条第1号ハによること。
- (3) 占用者の選定に当たっては、平成25年3月1日付け国道利第12号国土交通省道路局路政課長通達により、「公募による選定」を基本とするため、占用を希望するものからの具体的な相談があった場合は、本庁土木総務課に協議すること。
- (4) 上記以外の取り扱いは、平成25年3月1日付け国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達によること。

第9 道路法第32条第1項第7号・令第7条第3号該当物件

(津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設)

- (1) 津波避難施設とは、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされ蓋然性が高いものとする。
- (2) 発電設備の占用の許可に当たっては、令第11条の6、令第10条第1号口及び令第10条第1号ハによること。
- (3) 上記以外の取り扱いは、平成25年3月1日付け国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達によること。

第10 道路法第32条第1項第7号・令第7条第4号該当物件

(工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設)

1 工事用板囲・足場等

- (1) 地面に接して設置する場合は、原則として歩車道の区別がある道路とし、歩道にあつては2メートル以上、自歩道にあつては3メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、歩道に設置する場合は3.5メートル以上、自歩道に設置する場合は4メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。
なお、この場合は、歩道又は自歩道上への出幅は最小限とすること。
- (2) やむを得ず歩道又は自歩道のない道路で地面に接して設置する場合は、出幅を最小限とし、車両通行幅を確保するとともに歩行者等への安全対策を講ずること。
- (3) 地面に接しないで設置する場合、施設の最下部と路面との距離は、歩道又は自歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とし、路面上への出幅は最小限とすること。
なお、やむを得ず支柱を建てる必要がある場合は、法敷にあつては車道端から0.25メートル以上、歩道又は自歩道上にあつては歩車道境界から0.25メートル以上路端寄りとする事。
- (4) 板囲は、木板、亜鉛板等強固な材質のものを使用すること。
- (5) 足場の道路側には、シート又は金網等を張りめぐらすこと。
- (6) 高層建築用の板囲又は足場を設置するような場合には、足場の下方に木板等で危険防止を施設設置すること。
- (7) 角地に板囲を設置する場合、隅角部を切り取る事。
- (8) 歩行者等の通行を安全にするため、必要に応じ照明設備等を設置すること。
- (9) 板囲等を利用した広告は、一切認めないこと。

2 詰所

- (1) 地面に接して設置する場合は法敷に限り認めるものとし、詰所の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りとする事。
- (2) 地面に接しないで設置する場合、施設の最下部と路面との距離は、歩道又は自歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とし、路面上への出幅は最小限とすること。

なお、やむを得ず支柱を建てる必要がある場合は、法敷にあつては車道端から0.25メートル以上、歩道又は自歩道上にあつては歩車道境界から0.25メートル以上路端寄りとする
こと。

- (3) 大きさは必要最小限とし、床は水漏を生じない構造にするとともに、屋根には雪の滑り止め及び雨樋を設置すること。
- (4) 歩行者等の通行を安全にするため、必要に応じ照明設備等を設置すること。
- (5) 詰所を利用した広告は、一切認めないこと。

第11 道路法第32条第1項第7号・令第7条第5号該当物件

(土石、竹木、瓦その他の工事用材料)

- (1) 一工事に使用する工事用材料を一時的に置くものに限り、認められるものであること。
- (2) 原則として、車道(路肩を含む。)、歩道又は自歩道以外の部分に置くものとし、範囲は必要最小限とすること。
- (3) 材料が散乱し交通に支障を及ぼさないようバリケード等で囲い、夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。

なお、車道に接してバリケード等を設置する場合は、車道端から0.25メートル以上路端寄りの位置とすること。

第12 道路法第32条第1項第7号・令第7条第6号・第7号該当物件

(特定仮設店舗等)

- (1) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所でないこと。(令第10条第1号)
- (2) 設置する道路の幅員は、道路の一方の側に設ける場合においては1.2メートル以上、道路の両側に設ける場合においては2.4メートル以上であること。(令第11条の7)
- (3) 歩道又は自歩道を有する道路にあつては、歩道又は自歩道上に設け、かつ、当該歩道又は自歩道の一方の側が通行できるようにすること。ただし、当該道路の構造又は当該道路の周辺状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあつては、これらの部分及び車道内の歩道又は自歩道に近接する部分であること。(令第11条の7)
- (4) 歩道又は自歩道を有しない道路にあつては、路面の中央部(路面の3分の2に相当する路面の中央部)以外に設けること。
- (5) 設置することにより通行できなくなる路面の部分の幅員は、道路の一方の側につき4メートル以下とすること。(令第11条の7)

第13 道路法第32条第1項第7号・令第7条第8号該当物件

(道路に設ける食事施設等)

- (1) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する道路占用の取扱いについては、特定基準第20項を参照すること。

第14 道路法第32条第1項第7号・令第7条第9号該当物件

(トンネルの上又は高架の道路の路面下及び道路予定区域に設ける事務所等)

- 1 高架道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、駐車場、公園その他これらに類する施設
 - (1) 不特定多数に開放する駐車場等で周辺の土地利用状況からその設置がやむを得ないと認められるもの及び警察、消防、水防等のための公共的な施設に限り、許可するものであること。
なお、公園については管理上特に支障ないので、その設置を積極的に許可するものとする。
 - (2) 公園は、高架道路の下面と地盤面との距離が2.5メートル以上確保できる範囲にのみ設置するものとし、それ以外の部分とはフェンスで仕切ること。
 - (3) 駐車場は、高架道路の下面と地盤面との距離が2.1メートル以上確保できる範囲にのみ設置するものとし、それ以外の部分とはフェンスで仕切ること。また、出入口は接続する道路

- の交通に支障を及ぼさない範囲で高架道路の下面と地盤面との距離が大きい位置に設けること。
- (4) 駐車場等車両が利用する施設を設置する場合は、橋脚に防護工を施行すること。
 - (5) 占用者の選定に当たっては、平成25年3月1日付け国道利第12号国土交通省道路局路政課長通達により、「公募による選定」を基本とするため、占用を希望するものからの具体的な相談があった場合は、本庁土木総務課に協議すること。
 - (6) 上記以外の基準は、平成21年1月26日国道利第17号国土交通省道路局長通達及び国道利第19号国土交通省道路局路政課長通達によること。

2 トンネル上部の占用

トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所については、次に掲げるところによること。ただし、トンネルの上に道路がある場合にあっては、当該道路に係る占用の基準の適用を妨げるものではないので留意すること。(令第10条)

- ア トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。
- イ トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。

第15 道路法第32条第1項第7号・令第7条第10号該当物件

(特定都市道路の上空に設ける建築物等)

- (1) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条の3第1項に規定する特定都市道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場について占用を認めることとする。
- (2) 許可にあたっては、平成23年10月20日付け国道利第22号国土交通省道路局路政課長通達によること。

第16 道路法第32条第1項第7号・令第7条第11号該当物件

(応急仮設建築物)

- (1) 応急仮設建築物の取扱いは、令第11条の8によること。
- (2) 上記以外の取扱いは、平成20年4月1日国道利第1号国土交通省路政課長通達によること。

第17 道路法第32条第1項第7号・令第7条第12号該当物件

(自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具)

- (1) 車輪止め装置等の取扱いは、令第7条第12号、令第11条の9及び令第11条の10によること。
- (2) 上記以外の取扱いは、平成18年11月15日国道利第31号国土交通省道路局長通達によること。

第18 地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用

- (1) 地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いは、上記に限らず、平成17年3月17日国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡並びに平成17年3月31日国土交通省道路局路政課道路利用調整室長及び地方道・環境課地域道路調整室長事務連絡によること。

第19 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用

- (1) 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いは、平成21年11月27日新土総第753号の2土木総務課長通知によること。

第20 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第10項に規定する都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等の道路占用

- (1) 都市再生整備計画に施設等の設置に関する事項について記載された以下の物件について、占用を認めることとする。(都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第

17条)

- (ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - (イ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - (ウ) 令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- (2) 許可にあたっては、都市再生特別措置法第62条及び都市再生特別措置法施行令第21条によること。
- (3) 占用者の選定にあたっては、平成25年3月1日付け国道利第12号国土交通省道路局路政課長通達により、「公募による選定」を基本とするため、占用を希望するものからの具体の相談があった場合は、本庁土木総務課に協議すること。
- (4) 上記以外の取り扱いは、平成23年10月20日付け国道利第20号及び国道利第22号国土交通省道路局路政課長通達によること。

第21 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第17条に規定する国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路占用

- (1) 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）に定める以下の施設等で、国家戦略道路占用事業の区域計画の認定を受けたものについて、道路法第33条第1項に規定する無余地性の基準の適用を除外して占用を認めることができる。
- (ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - (イ) 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - (ウ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - (エ) 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
 - (オ) 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - a 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - b 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - c 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ
- (2) 占用許可手続にあたっては、国家戦略特別区域法第17条第4項によること。
- (3) 上記以外の取り扱いについては、平成26年4月1日国道利第38号国土交通省道路局路政課長通達によること。

第22 道路法施行令第16条の2に掲げる工作物、物件、または施設（（ア）から（カ）の歩行者利便増進施設等）の道路占用であって、以下1，2を満たす場合については、道路法第33条第1項に規定する無余地性の基準の適用を除外して占用を認めることができる。

- (ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- (イ) ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
- (ウ) 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの
- (エ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの
- (オ) 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- (カ) 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの
 - a 広告塔その他これに類する工作物
 - b 露店、商品置場その他これらに類する施設（以下「露店等」という。）
 - c 看板、旗ざお、幕及びアーチ

- 1 道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した、利便増進誘導区域内に設けられるもの
- 2 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられること

別表 1 (第2 関連)

道路下占用物件の埋設深一覧表

物 件	埋 設 深	備 考
水 管	1.2メートル超 (0.6メートル超)	(工事実施上やむを得ない場合)
下 水 道 管	3.0メートル超 (1.0メートル超)	(工事実施上やむを得ない場合)
ガ ス 管	1.2メートル超 (0.6メートル超)	(工事実施上やむを得ない場合)
高 圧 ガ ス 管	1.2メートル超 (0.9メートル超)	(市街地又は人家連坦地区で防護構造物設置の場合、 防護構造物までの埋設深)
石 油 管	1.8メートル超 (1.5メートル超)	市街地の路面下 (防護構造物設置の場合、防護構造物までの埋設深)
	1.5メートル超 (1.5メートル超)	市街地以外の路面下 (防護構造物設置の場合、防護構造物までの埋設深)
	1.2メートル超 (0.9メートル超) (0.6メートル超)	路面下以外 (市街地で防護構造物設置の場合) (市街地以外で防護構造物設置の場合)
地 下 電 線	0.8メートル超	歩道又は自歩道がある道路の車道下及び歩道又は自歩 道がない道路の路面の中央部下
	0.6メートル超	上記以外

- (注) 1 この一覧表は、新潟市道路占用許可基準 第2 道路法第32条第1項第2号該当物件
(水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件)において定められている、確保し
なければならない道路下占用物件の頂部と路面との距離を物件別に分類したものである。
- 2 電線共同溝又はキャブシステム等、道路管理者が道路の地下に設ける施設を占用する地下
電線については、この一覧表は適用しないものである。

別表 2 (第 2 関連)

道路下占用物件に使用できる埋設管路一覧表

○＝使用できる管種

管 種	用 途	位置	管 種							
			水 管	下水道管	ガス管	高 圧 ガス管	石油管	電力線	通信線	その他 の管類
鋼 管	車道等		○	○	○	○	○	○	○	○
	歩道等		○	○	○	○	○	○	○	○
鑄 鉄 管	車道等		○	○	○			○	○	○
	歩道等		○	○	○			○	○	○
ダクタイル鑄鉄管	車道等		○	○	○			○	○	○
	歩道等		○	○	○			○	○	○
コンクリート管	車道等			○				○	○	○
	歩道等			○				○	○	○
硬質塩化ビニル管 耐 衝 撃 性 硬質塩化ビニル管	車道等		○	○				○	○	○
	歩道等		○	○				○	○	○
強化プラスチック 複 合 管	車道等			○				○	○	○
	歩道等			○				○	○	○
陶 (セラミック) 管	車道等			○						○
	歩道等			○						○
ポリエチレン管	車道等				○					
	歩道等		○		○					
波付硬質ポリエチ レン管 (F E P 管)	車道等							○	○	
	歩道等							○	○	
合 成 樹 脂 製 可 とう 電 線 管	車道等							○	○	
	歩道等							○	○	

(注) 1 この一覧表は、新潟市道路占用許可基準 第 2 道路法第 3 2 条第 1 項第 2 号該当物件 (水管, 下水道管, ガス管その他これらに類する物件) において別途定めるものとしている道路下占用物件に使用できる「堅固で耐久力を有する」埋設道路を管種別, 位置別に分類したものである。

2 鋼管, 鑄鉄管, ダクタイル鑄鉄管及びコンクリート管以外の管種については, J I S (日本工業規格), J S W A S (日本下水道協会規格), 電力会社社内規格などにより, 「堅固で耐久力を有する」ものとの証明がされているものでなければならない。

3 車道等とは, 車道部分, 横断部分への占用をいう。

4 歩道等は, 車道等以外の歩道部分, 法敷等及び引込管の占用をいう。

別表2の2（第2の12関連）

道路下占用物件の埋設深の特例の対象となる管路等及び埋設深一覧表

1 地下埋設深の特例の対象となる管路等一覧表

占用物件	材 質	規 格	管 径
ガ ス 管	鋼 管	J I S G 3452	300 mm以下
	ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5526	300 mm以下
	ポリエチレン管	J I S K 6774	300 mm以下
水 管	鋼 管	J I S G 3443	300 mm以下
	ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5526	300 mm以下
	硬質塩化ビニール管	J I S K 6742	300 mm以下
	水道配水用ポリエチレン管	引張降伏強度 204 kg f / cm ² 以上	200 mm以下で外径／厚さ =11 のもの
下 水 道 管	ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5526	300 mm以下
	ヒューム管	J I S A 5303	300 mm以下
	強化プラスチック複合管	J I S A 5350	300 mm以下
	硬質塩化ビニール管	J I S K 6741	300 mm以下
	陶 管	J I S R 1201	300 mm以下
地 下 電 線	コンクリート多孔管	管材曲げ引張強度 54 kg f / cm ² 以上	φ 125×9 条以下

2 上記1の管路等を埋設する場合の埋設深一覧表

占用物件	埋 設 深	備 考
ガ ス 管	道路の舗装厚+0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル)超	
	0.5メートル超	本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合
水 管	道路の舗装厚+0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル)超	
	0.5メートル超	本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合
下 水 道 管	道路の舗装厚+0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル)超	本線を埋設する場合
	道路の舗装厚+0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル)超	本線以外の線を車道の地下に埋設する場合
	0.5メートル超	本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合
	1.0メートル超	外圧1種ヒューム管を用いる場合
地 下 電 線	道路の舗装厚+0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル)超	車道の地下に埋設する場合
	0.5メートル超	歩道の地下に埋設する場合

- (注) 1 この表は、事業として「占用物件」の欄に掲げる物件を埋設する者について適用する。
 2 この表に掲げる管路等以外の管路等であって、この表に掲げる管路等と同等以上の強度を有するものは、この表に掲げる管路等の管径を超えない範囲内において、特例の対象とすることができる。この場合、占有者からこの表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。
 3 歩道の地下に設ける場合は、当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。
 4 径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。

別表2の3（第2の13関連）

道路下占用物件の埋設深の特例の対象となる管路等及び埋設深一覧表

1 地下埋設深の特例の対象となる管路等一覧表

占用物件	種類（規格）	径
地下電線	鋼管 J I S G 3452	250mm以下
	強化プラスチック複合管 J I S A 5350	250mm以下
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 J I S K 6741	300mm以下
	硬質塩化ビニル管 J I S K 6741	175mm以下
	合成樹脂製可とう電線管 J I S C 8411	28mm以下
	波付硬質ポリエチレン管 J I S C 3653 附属書1	30mm以下
	電力ケーブル	600V CVQケーブル (より合せ外径64mm) 600V CVQケーブル (より合せ外径27mm)
	通信ケーブル（光）	40SM-WB-N (12mm) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm)
	通信ケーブル（メタル）	0.4mm50対CCP-JF (15.5mm) 2対-地下用屋外線 (5.5mm)
	通信ケーブル（同軸）	12AC (16mm) 5CM (8mm)

2 上記1の管路等を埋設する場合の埋設深一覧表

占用物件	埋設深	備考
地下電線	道路の舗装厚+0.1メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル)超	車道の地下に埋設する場合
	道路の舗装厚+0.1メートル	歩道の地下に埋設する場合

- (注) 1 この表は、事業として「占用物件」の欄に掲げる物件を埋設する者について適用する。
 2 この表に掲げる管路等以外の管路等であって、この表に掲げる管路等と同等以上の強度を有するものは、この表に掲げる管路等の管径を超えない範囲内において、特例の対象とすることができる。この場合、占有者からこの表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。
 3 歩道の地下に設ける場合は、当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。
 4 径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。
 5 電力ケーブル、通信ケーブル（光）、通信ケーブル（メタル）及び通信ケーブル（同軸）（以下「埋設ケーブル」という。）は「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」（国土交通省道路局）において行われた、電線を浅く埋設することに関する技術的検討の結果を踏まえ、埋設ケーブルの防護のために、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する埋設ケーブルを使用する場合を除く。）。

別表3（第7の1の（6）のエ及びコ関連）

公職選挙法に基づく選挙期間中における掲示可能なポスター等一覧表（道路占用に関するもの）

1 選挙運動用のもの

物 件	提示できる数量	提示可能期間	選挙の別	根拠法令	備 考
選挙事務所用 ポスター 立札 看板 ちょうちん	各選挙事務所ごとに（通じて） 合計3箇以内 1箇	公（告）示の日から選挙の当日まで（法第143条第5項）	・衆議院議員 ・参議院議員 ・県知事 ・市町村長 ・地方公共団体の議会の議員	法第143条第1項第1号 " 第7項 " 第10項	選挙事務所の数（法第131条）は表1-2のとおり。
演説会場用 ポスター 立札 看板 ちょうちん	会場ごとに（通じて） 合計2箇以内 1箇 （ただし、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは県知事の候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等は、会場外に掲示できない。）	演説会の開催中（法第143条の2）	・衆議院議員 ・参議院議員 ・県知事 ・市町村長 ・地方公共団体の議会の議員	法第143条第1項第4号 " 第8項 " 第10項	個人演説会の会場外で、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは県知事の候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等は、個人演説会の開催中、県選管から交付された表示板をつけた立札又は看板の類を会場前に1以上（当該選挙ごとに通じて5箇以内）必ず掲示しておかなければならず、それ以外は掲示できない。 なお、これらの立札又は看板の類は、個人演説会の会場外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができる。（法第164条の2）
個人演説会告知用ポスター	ポスター掲示場ごとに 1枚	公（告）示の日から選挙の当日まで（法第143条第6項）	・衆議院（小選挙区選出）議員 ・参議院（選挙区選出）議員 ・県知事	法第143条第1項第4号の2 " 第3項 法第144条の2第5項	ポスター掲示場以外は認められない。
選挙運動のために使用するポスター	ポスター掲示場ごとに 1枚	同 上	・衆議院（小選挙区選出）議員 ・参議院（選挙区選出）議員 ・県議会議員	法第143条第1項第5号 " 第3項 " 第4項 法第144条の2第5項 " 第8項	候補者個人が使用するもの。 ポスター掲示場以外は認められない。
	(1,000×県内届出候補者数)	同 上	衆議院（小選挙区選出）議員	法第143条の1第5項 法第144条の1第1項	候補者届出政党が使用するもの。
	(500×選挙区内の衆議院名簿登載者数)	同 上	衆議院（比例代表選出）議員	法第143条第1項第5号 法第144条第1項第2号	衆議院名簿届出政党等が使用するもの。
	参議院名簿登載者1人につき70,000枚以内	同 上	参議院（比例代表選出）議員	法第143条第1項第5号 法第144条第1項第2号の2号	参議院名簿登載者が使用するもの。
	候補者1人につき1,200枚以内	公示の日から選挙の当日まで（法第143条第6項）	・市長 ・市議会議員	法第143条第1項第5号 法第144条第1項第3号	法第144条の2第8項の規定によりポスター掲示場を設けている場合にあつては、それ以外の場所での掲示は認められない（法第143条第4項）
	候補者1人につき500枚以内		・町村長 ・町村議会議員	法第143条第1項第5号 法第144条第1項第4号	
推薦団体の選挙運動用	推薦演説会の開催を周知させるためのポスター	公（告）示の日から選挙の当日まで（法第201条の4第9項）	参議院（選挙区選出）議員	法第201条の4第6項 " 第7項 " 第9項	推薦団体に限る。（法第201条の4第2項）
	推薦演説会の会場において掲示するポスター立札及び看板の類	1の会場につき500枚以内			

1-2 選挙事務所の数（法第131条）

選挙の種類		区 分		選挙事務所数
衆議院	小選挙区	候補者個人	第1区・第3区～第5区	1か所
			第2区・第6区	2か所
		候補者届出政党	第1区・第3区～第5区	※1 1か所
			第2区・第6区	※1 2か所
比例代表	衆議院名簿届出政党等	県内で	※2 1か所	
参議院	選挙区	候補者個人		3か所
	比例代表	衆議院名簿届出政党等	県内で	1か所
		参議院名簿登録者個人		1か所
県知事		候補者個人		3か所
県議会議員		候補者個人		1か所
市町村長				
市町村議会議員				

※1は、候補者届出政党が届け出た候補者に係る選挙区ごとの設置数。

※2は、北陸越選挙区に届出をした衆議院名簿届出政党等に限る。

2 政治活動用のもの

物件用物件	提示できる数量	提示可能期間	選挙の別	根拠法令	備 考
ポスター	全国で 70,000 + {(所属候補者数 - 10) ÷ 5} × 5,000 枚以内 ※ { } の計算で得られた数値に少数がある場合は切り捨てる。	公(告)示の日から選挙の当日まで(法第201条の11第7項)	・参議院議員通常選挙 ・参議院(比例代表選出)議員 ・再選挙又は補欠選挙	法第201条の6第1項第4号 法第201条の7第2項	確認団体に限る。 法第201条の6第3項 法第201条の7第2項 法第201条の8第2項 法第201条の9第3項 2以上の選挙が重複して行われる区域にあっては、各々の選挙運動期間中、左の各々の規定にしたがってポスター等を掲示することができる。(法第201条の10)
	衆議院(小選挙区選出)の議員の1選挙区ごとに500枚以内		・参議院(選挙区選出)議員 ・再選挙又は補欠選挙	法第201条の7第2項	
	1選挙区ごとに100 + {(所属候補者数 - 1) × 50} 枚以内		・県議会議員	法第201条の8第1項第4号	※ 公職選挙法上は、所属候補者の選挙運動のために使用されるものが、掲示期間の制限を受けるのであり、純粋な政治活動のためのものであれば、選挙後も撤去義務は生じないものである。
	衆議院(小選挙区選出)議員の1選挙区ごとに500枚以内		・県知事	法第201条の9第1項第4号	
	当該敵隠居の行われる区域につき1,000枚以内		・市長		
政談演説会告知法の立札及び看板の類	1の政談演説会ごとに通じて5箇以内	演説会の開催中(法第201条の11第10項)	・参議院議員通常選挙 ・参議院議員再選挙又は補欠選挙 ・県議会議員 ・県知事 ・市長	法第201条の6第1項第5号 法第201条の7第2項 法第201条の8第1項第5号 法第201条の9第1項第5号	

別表 4

地下埋設占有物件の管理者等の明示に関する実施基準

1 明示の材質

経年により地色，印刷文字が不鮮明にならないものを用いること。

2 明示の色別及び印刷内容（例）

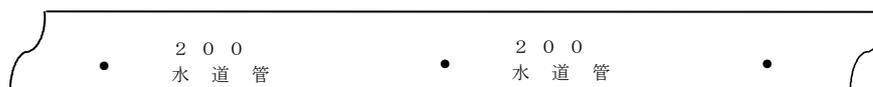
占有物件	地色	印刷内容（例）
電話線	赤色	NTT，同軸，2001
電力線	オレンジ色	東北電力，高電圧，H13
上水道管	青色	新潟市水道局（又は・上水道管）2001
工業用水道管	白色	新潟県工業用水，H13
下水道管	茶色	新潟市下水道，2001
ガス管	緑色	北陸ガス，中圧，メタンガス，2001
送油管	黄色	石油資源開発，H13

注：（1） 管理者名については，そのマークに替えてもよいものとする。

（2） 埋設年は西暦又は和暦の表示のいずれでもよいものとする。

（3） 令第4条の3第2項第5号に基づき明示する「ガスの種類」は，メタンガス，一酸化炭素ガス，硫化水素ガス等，その組成で明示すること。

（4） テープの表示例



3 明示の間隔及び明示幅

（1） 明示の間隔は2メートル以下とする。

（2） 1箇所（幅3センチのテープの場合は2回巻以上）とする。

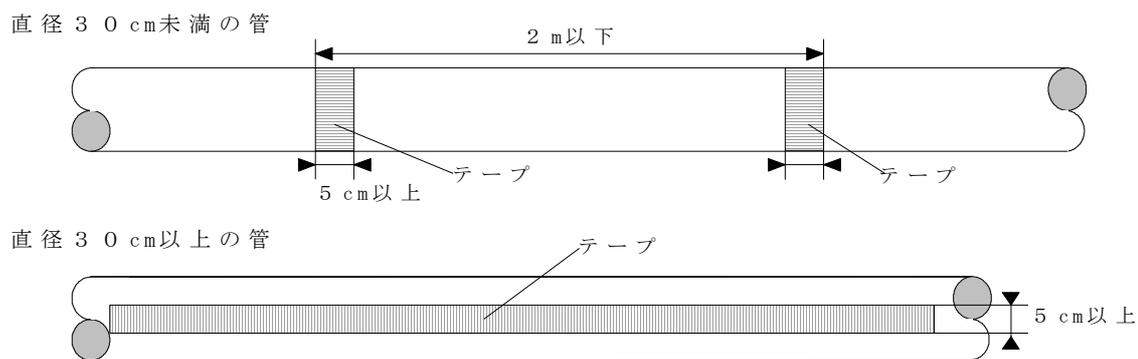
注：NTTの電話線については，別途に協議する。

4 表示部分等

（1） 直径30cm未満の管の場合は，巻き付ける方法による。

（2） 直径30cm以上の管の場合は，頂部に連続して貼り付ける。

（例）



5 その他

推進工法の場合、はく離しないように考慮すること。（例：ペイントを全長に亘り塗付するなど）